5. 生 徒 心 得

川口高等学校の生徒としての誇りと自覚をもち、自主自律の精神により学校内外における生活を正しく豊かなものにするために、この生徒心得を定める。

(校内生活)

- 第1条 集団生活を乱すような態度・行動は厳に慎む。
 - 1 遅刻をしないよう心がける。遅刻をした場合は入室許可を受け、許可証を授業担当教員に提出する。
 - 2 無断欠席・欠課・早退をしない。欠席等の際は必ず担任に届け出ること。
 - 3 登校後は無断外出をしない。やむを得ない場合は許可を受ける。
 - 4 下校時刻は午後6時30分までとする。
 - 5 所持品には氏名等を明記し、管理に責任を持つ。また、不必要な金銭や、貴重品は学校に持ってこない。
 - 6 遺失物、拾得物は直ちに係の教員に届け出る。
 - 7 生徒間での物品、特に金銭の貸し借りは避ける。
 - 8 校内での掲示及び集会等は事前に係の教員の許可を受ける。
 - 9 休日や放課後等に、特に校舎・校具を使用する時は事前に担当する教員の許可を受ける。
 - 10 携帯電話について、非常時の連絡や通学時の安全確保などの理由から、学校への持込みを認める。 ただし、原則として校内では電源を切り、使用を禁止する。携帯電話使用規定は別に定める。

(校外生活)

- 第2条 校外においても高校生としての自覚を持ち、礼儀と節度を守る。
 - 1 公衆道徳や交通ルールを遵守する。
 - 2 旅行・登山などの野外活動は、保護者の承諾を得て学校に届け出る。
 - 3 アルバイトについて、原則禁止とする。ただし、特別な理由がある場合は生徒指導部会にて審議する。アルバイト規定は別に定める。
 - 4 夜間外出は午後9時までを原則とし、深夜徘徊はしない。また、友人宅・知人宅への無断外泊はしない。
 - 5 法律で立ち入りを禁止されている場所には出入りしない。
 - 6 高校生として社会的に認められない行為(飲酒・喫煙・薬物乱用等)は厳禁する。
 - 7 止宿をする時は保護者が事由を添えて届け出る。

(服装)

- 第3条 生徒は、本校指定の制服を着用し、清潔・質素・端正を旨とする。
 - 1 校内生活及び通学、校外活動における服装は、制服を原則とする。
 - 2 体育時の服装は、原則として本校指定の運動着、靴を着用するものとする。
 - 3 髪型は、入試の面接、就職の面接の際にふさわしい清楚なものとし、頭髪に関する加工は一切禁止する。
 - 4 化粧やアクセサリー (ピアス・指輪・ネックレス等) の着用は禁止する。
 - 5 更衣日は6月1日、10月1日を原則とする。

- 6 異装を着用する場合には事前に許可を受ける。着用が許可されるのは、次の場合とする。
 - (1) 修理
 - (2) 病気・怪我
 - (3) その他やむを得ないと認められたとき
- 7 服装規定は別に定める。

(交通関係)

- 第4条 交通ルールを守り、安全に留意し事故の無いように心がけること。
 - 1 自動車免許取得及び運転については「4プラス1ない運動」に準じ、次の通りとする。
 - (1) 自動車の運転免許を取得する場合は、許可願を提出し、保護者同伴で説明会に出席し許可を受ける。
 - (2) バイクの運転免許は取得しない。
 - (3) 免許取得時期は、本校自動車学校説明会後(大学進学者を除く)とし、授業に支障のないようにする。
 - (4) 免許取得後も在学中は車の運転をしない。
 - 2 自転車通学については次の通りとする。
 - (1) 自転車登録をし、所定のステッカーを貼り付けること。
 - (2) 点検整備を随時行うこと。
 - (3) 交通ルールを守り、二人乗りや傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転などをしないこと。
 - (4) 盗難防止のために二重ロックをすること。
 - (5) 自転車損害賠償保険等への加入すること。
 - (6) ヘルメット着用に努めること。

(禁止事項)

- 第5条 法律や校則に違反した生徒、および生徒の本分を乱すものは、学則の定めるところにより、指導を 受けなければならない。
 - 1 下記にあげる各項の行為は禁止する。
 - (1) 暴力行為
 - (2) いじめ (誹謗中傷・嫌がらせ)
 - (3)授業妨害・暴言
 - (4) 恐喝·窃盗
 - (5) 威圧行為
 - (6) 飲酒・喫煙・薬物乱用
 - (7) わいせつ行為
 - (8) ぐ犯・不良行為(家出・無断外泊・深夜徘徊・不健全性的行為)
 - (9) 不正行為(考查中不正行為・不正乗車)
 - (10) 校則違反 (携帯電話使用違反・服装違反・無許可での免許取得やアルバイト・遊技場出入り)
 - (11) 器物損壊
 - (12) その他迷惑行為等
 - 2 生徒特別指導規定については、別に定める。

※学校生活においては、生徒心得(校則)が見直され続ける観点から、変更内容について学校HPに
掲載する。変更が生じた際には、学校のHPより内容を確認すること。